

## 仙台市安全安心街づくり推進会議 令和3年度第1回会議 議事録

開催日時	令和3年7月28日（水）10：00～11：30
開催場所	仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
出席委員	相澤雅子委員、我妻茉奈委員、石垣光委員、板倉恵子委員、伊藤宏明委員、猪股孝之委員、大橋洋介委員、草貴子委員、金政信委員、佐々木廣美委員、渋谷セツコ委員、田中智仁委員〔12名〕
欠席委員	熊谷祐晃委員、田野正行委員〔2名〕
事務局	佐藤伸治市民局長、檜森亮市民局理事兼次長、武者元子生活安全安心部長、加藤俊明生活安全安心部参事、大村仁市民生活課長、佐藤淳市民生活課主幹、高橋仁市民生活課主幹、尾形英俊市民生活課市民生活係長、上野謙悟市民生活係主任、門間健太市民生活係主任
議事	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 議事<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～令和2年度）の取り組み総括等について</li><li>(2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について</li><li>(3) 次期空家等対策計画の策定について</li></ol></li><li>3 その他</li><li>4 閉会</li></ol>
配付資料	<p>資料1-1 「仙台市安全安心街づくり基本計画」における令和2年度の取組実績</p> <p>資料1-2 仙台市安全安心街づくり基本計画（第3期）における平成28年度から令和2年度までの取り組み総括と課題等</p> <p>資料2-1 空家等対策の実施体制について</p> <p>資料2-2 空家等対策計画に基づく取り組み状況について</p> <p>資料2-3 空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績について</p> <p>資料3 次期空家等対策計画の策定について</p> <p>参考資料1 仙台市内の犯罪に関する最新情勢について</p> <p>参考資料2 刑法犯政令市比較一覧</p>

### 1 開会

#### ○市民生活課市民生活係長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事前に送付させていただいた資料の次第の開始時刻の表記が10時半となっておりましたが、正しくは10時開始ということで、本日朝訂正させていただきました。誠に申し訳ござ

いません。

改めまして、ただいまから令和3年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立についてでございます。

本日は、田野委員より欠席のご連絡をいただいております。また、我妻委員、熊谷委員につきましては、所用により遅れて出席というご連絡をいただいております。合計11名の皆様の出席ということになりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定によりまして、本日の会議は成立している旨をご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

委員の皆様に事前にお送りいたしました資料につきましては、本日お持ちいただいているまでどうぞ。お送りした資料は、本日の会議次第、基本計画実績関係の資料1-1、資料1-2、空家対策計画関係の資料2-1、それから2-2、2-3、次期空家等対策計画策定関係の資料3、そのほか参考資料といたしまして1、2の以上となります。これらの資料をお持ちでない方につきましては、事務局から配付させていただきますので、お知らせいただければと存じます。

また、皆様のお手元には、本日の席次表、最新の委員名簿、以上2点の資料を併せて配付させていただいているので、併せてご確認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、仙台市市民局長、佐藤伸治よりご挨拶を申し上げます。

#### ○市民局長

皆様、おはようございます。市民局長の佐藤でございます。

本日は、皆様ご多用のところ、令和3年度第1回の安全安心街づくり推進会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。昨日の段階では台風の影響もあって開催自体危ぶんでおりましたが、皆様にお集まりいただける貴重な機会ということでぎりぎりまで判断を少し延ばさせていただきまして、結果、このように開催できました。本当にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から安全で安心な街づくりをはじめ、本市の各般の施策、事業に多大なるご理解とご協力を頂戴いたしております。重ねて御礼を申し上げます。また、このたび新たに当推進会議の委員をお引き受けいただきました皆様には、心よりの感謝を表しますとともに、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、この令和3年度でございますが、昨年この会議において種々ご議論を頂戴しながら策定をした新たな安全安心街づくり基本計画のスタートの年ということであります。コロナ禍という困難な状況が続いておりますが、様々な犯罪の未然防止、そのための啓発や丁寧な情報提供、関係機関・団体との連携強化、地域ぐるみの防犯活動の展開など、市民の皆様、関係各位のご理解とご協力をいただきながら、新しい計画の下、一つ一つの取組を着実に積み上げてまいりたいと、このように考えております。

ここからは事務方が用意したものと話が変わりまして、現在放映中のNHKの大河ドラマ「青天を衝け」というのがあります。ご案内のように主人公は日本資本主義の父と称される渋

沢栄一ですが、このドラマに、NHKの「みんなで筋肉体操」で一世を風靡した武田真治が、小栗忠順という幕臣の役で出てまいります。この小栗忠順、勘定奉行や軍艦奉行、陸軍奉行並といった重要なポストを歴任した極めて優秀な人物で、最後まで薩長に対する主戦論を捨てなかつたためお役御免となつたわけありますけれども、この小栗忠順が、「一言で国を滅ぼす言葉は『どうにかなろう』の一言なり」という言葉を残しています。国を滅ぼす言葉とは何か、それは「どうにかなるだろう」の一言だ、こうのことあります。恐らく当時の小栗の周辺には、どうにかなるだろうなどと言って何ら行動を起こそうとはしない日和見主義的な人たちが数多くいたのであります。そして、結局幕府は滅んだわけあります。時流を達観する中にも幕臣小栗の悔しさがにじみ出ている言葉だと感じます。

そして、私たちが目指す安全で安心な社会も同じく、どうにかなるだろうということでは築き上げることはできません。どうにかなるだろうではなく、どうにかしなければ、どうにかしていこう、そのように思い、行動してくれる、そうした人たちが一人、また一人と増えていく、そのようなことが遠近なように見えて実は最も確実な道であるのかもしれません。

私ども行政としては、こうした人々の心の内にまで踏み込んでいくことはできませんし、また、安易にやってはいけないとかと思いますけれども、どうにかしなければいけないといった人々の心の琴線に触れ得るような、そして皆で何とかしようじゃないかと意気に感じてもらえるような、そのような仕事をしたいものだと常々考えているところであります。

本日事務局を務めます市民生活課をはじめ私ども市民局、決して大所帯ではありませんけれども、市民の皆様の安全で安心な暮らしのため、今後とも微力を尽くしてまいりたいと考えております。引き続き、委員各位のお力添えをお願いする次第であります。

本日の会議では、平成28年度に始まった前計画の振り返りなどを中心にご審議を賜ることとしております。頂戴したご意見に関しましては、新しい計画を今後より一層効果的に展開していくために十分参考にし、役立たせていただきたいと存じます。

以上、少々横道にそれましたが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

#### ○市民生活課市民生活係長

それでは、ここで、所属団体の人事異動などに伴いまして、新たに本会議の委員として就任されました方をご紹介させていただきます。

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止指導官の石垣光委員でございます。  
(「石垣です。どうぞよろしくお願ひします」の声あり)

仙台市連合町内会長会泉中東地区連合町内会会长の草貴子委員でございます。(「よろしくお願ひいたします」の声あり)

後ほど遅れて出席となった際にも最後ご紹介いたしますが、仙台市教育委員会仙台市立七郷中学校校長の熊谷祐晃委員が後ほど出席の予定でございます。

それから、冒頭申し上げましたとおり、東北総合通信局電気通信事業課課長の田野正行委員につきましては、本日、所用にてご欠席ということになってございます。

なお、仙台市側の出席者につきましては、お手元の席次表をご覧いただければと存じます。

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様がご発言される際にはお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### ○金会長

座らせていただいたまま議事を進行させていただきます。

それでは、これから会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。

最初に、会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

### ○金会長

続きまして会議録についてですが、これまでの会議のとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを作成し、私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は我妻委員にお願いしましたので、委員名簿の掲載順により、今回は石垣光委員にお願いしたいと思います。石垣委員、よろしくお願ひいたします。

—石垣光委員了承—

### (1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～令和2年度）の取り組み総括等について

### ○金会長

それでは、議事に入ります。

まず、(1) 仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～令和2年度）の取り組み総括等について、事務局から説明をお願いします。

### ○市民生活課長

皆さん、おはようございます。市民生活課長の大村と申します。私から、本会議の資料の説明をさせていただきます。

失礼しますが、座って説明させていただきます。

(1) の仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～令和2年度）の取り組み総括等については、配付しております資料1-1、それから資料1-2、参考資料の1、参考資料の2、この4つを用いましてご説明をさせていただきたいと存じます。

最初に、資料1－1でございます。資料1－1は、令和2年度の取組の実績を取りまとめたものでございます。基本目標の1から3にございます中身を各局、各区で令和2年度に実施したものを取りまとめたものでございます。内容はボリュームが多いものですので、昨年度の取組の中で、特に主立ったものを幾つかご紹介させていただきたいと存じます。

なお、この事業の実績でございますが、昨年度はご承知のとおり新型コロナウイルス感染症が流行したということがございまして、事業の中には中止あるいは規模を縮小しての実施となったものがございますので、その点、ご了承いただければと存じます。

まず、基本目標1の防犯力を高める人づくりの中からは、ご紹介するのは、7ページをご覧ください。

7ページの左から2番目の取組項目のところに（3）障害者の安全対策の中の①でございます。障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害者と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に係る知識の普及を図ることで実施した取組でございまして、黒い丸の2番目でございます。昨年度、障害者福祉サービス事業所等における防犯講座、これは仙台市防犯協会連合会にご協力いただいて実施いたしまして、15回、166の方にご参加いただきました。ここには前年の数値が記載されておりませんが、令和元年度は7回、125の方にご参加いただいたところでございます。ご承知のとおり、やまゆり園という施設でのような凶悪な事件が起こったということで、障害者の施設でも防犯対策ということについては気をつけていらっしゃるということもございまして、こういった防犯講座を実施しているということについては、障害企画課を通じてご案内しておりましたところ、昨年に比べて2倍の施設からご要望いただいたというところでございます。今後とも障害者の施設に対して防犯の知識の普及ということで取り組んでまいりたいと考えております。

それから、基本目標2、地域で支え合う防犯力の高い街づくりの中からは、1枚おめくりいただきて9ページをご覧ください。

基本的施策の2番、地域における自主防犯活動の充実の（1）市民の自主防犯活動の促進、支援の中の③青色回転灯の設置を支援し、青色回転灯設置車両による防犯パトロールの拡充を図りますというところで、黒丸にございますとおり、昨年度は登録していただいている台数が180台ということで、昨年度末に比べて4台増加をしております。冒頭申し上げたとおり、感染症予防という観点でなかなか対面での防犯活動ということが難しい状況がございますし、今、自主防犯活動でご参加をいただいている方の人数が減ってきてているという実情、あるいは地域によっては広い範囲をパトロールするといったご事情などから、車両にこういった青色回転灯をつけていただいて車で巡回してパトロールをする、こういった活動を昨年度、対面が難しいということもあってご協力いただいた方が増えたのかなと考えております。

それから、基本目標の3でございます。犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくりということで、ページで申し上げますと14ページをご覧ください。

迷惑行為等撲滅への取組の中の（1）自転車の迷惑走行対策といたしまして、②の「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」を推進するため、関係各課が連携して取り組みます、の黒丸の2番目でございます。「仙台市自転車の安全な利活用推進計画」を策定ということで、こ

ちらの計画は令和3年3月に計画を策定いたしました。法に基づく計画及び仙台市で持っている自転車の利活用に関する計画、どちらも含む計画ということで、このような計画を策定いたしました。自転車の利活用、屋外で通勤ラッシュに巻き込まれないで利用できるということで、また先ほどのコロナの話になってしまいますが、そういったことに遭いにくい交通手段ということで、自転車の利活用が増えている。それから、宅配に自転車を活用するというようなことでのトラブル防止などの観点も含めまして、計画を市で策定いたしまして、今後、自転車を安全に利活用していただく、その基本となる計画を定めたところでございまして、今後、計画に基づいて、自転車の安全利用については各般の政策を進めていくということにしております。

それから、資料1-2に参りたいと存じます。資料1-2は、前回の計画、仙台市安全安心街づくり基本計画（第3期）における平成28年度から令和2年度までの取組の総括と課題等をまとめたものでございます。こちらの資料1-2の資料と参考資料の1を併せてご覧いただければと存じます。

まず、安全安心街づくり基本計画の概要としましては、前計画は平成28年度から令和2年度の5か年間を計画の期間としておりました。基本理念は、市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現というものでございます。目標は、先ほど申し上げましたとおり3つございまして、防犯力を高める人づくり、目標の2が地域で支え合う防犯力の高い街づくり、目標の3が犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくりというものでございます。

この計画を実施していく上で成果目標として定めたものが2点ございまして、1つは特殊詐欺の発生件数の減少、これは、令和2年の時点で160件以下にするというものでございます。結果といたしましては、令和2年の実績は95件という件数になりました。

これに関連して、参考資料1としてお配りしているカラーの資料の2ページ、3ページをお開きいただければと存じます。参考資料1の2ページ目、2の市内の特殊詐欺被害、子供の声掛け事案に関する状況の推移の（1）の特殊詐欺に関する被害状況をご説明いたします。

令和2年は棒グラフの一番右端でございまして、件数としては昨年が98件であったところが95件と、3件ほど減少しておりますが、残念なことにこの金額、折れ線グラフで書いてあるほうですが、1億6,963万円ということで、昨年度より若干被害金額が増えるという結果となっております。

それから、下に特殊詐欺と同視し得る窃盗ということで数値を載せております。これはどういった犯罪か申し上げますと、ご自宅に警察官や銀行協会であるということを装って訪問して、あなたのキャッシュカードが犯罪に利用されています、ということで使えなくするためにちょっと封印をするというか、使わないでほしいと封筒にお使いのキャッシュカードなどを入れてもらい、使えないようにするためにのりで封をしてもらった後に印鑑で封緘をしたいので印鑑を持ってきてくださいと言っている間に、違う封筒とそのまま全部取り替えてしまいまして、そのカードを後ほど使ってお金を引き出してしまうというような手口でございます。やってることはカードを盗むという行為ですから窃盗の分類になっておりますが、人様のお金を銀行から引き出すという行為は特殊詐欺と同様のことでございますので、特殊詐欺と同視し得る窃盗といったカテゴリーになっております。

こちらについては、令和2年は元年と同じ19件でございましたが、被害金額としては3,357万

円ということで、1,400万円ほど増加をしているという状況にございます。非常に手口が年度によって変わるといったところが、特殊詐欺の対策として非常に難しい部分でございまして、そういう手口を早く皆様にお知らせして注意を喚起するというところがこの対策の大きいところなのかなと考えております。

3ページが、それらの特殊詐欺の手口ごとに件数、金額を分類したものでございます。認知件数としては総数114件ございまして、内訳としてはオレオレ詐欺あるいは預貯金詐欺と呼ばれるものが6割弱の60件、架空請求詐欺、これはインターネットなどを使った料金だということで、この口座にお金を振り込んでくださいというもので、ネットを使ってならではの犯罪と申しましょうか、こういったものが2割強、23件となっています。オレオレ詐欺等は「キャッシュカード手交型」ということで、ご自宅に行ってカードをそのまま盗み取る、あるいはすり替える手口、あと架空請求詐欺は、このお金をいついつまでに払わないと裁判所から差押えが来ます、訴訟を回避したければお金を払ってください、ということで被害に遭うことが多く認知されているところでございます。

また、被害に遭われた方ですが、令和2年は、円グラフにございますとおり91件、全体の80%が女性の方が被害に遭われているという状況でございます。それから、年代別では、下の円グラフにございます年代別のとおりでございまして、60代以上90代までの方向を全部合わせますと87%、約9割弱の方が被害に遭っているというところが現在の特殊詐欺の傾向でございます。

資料1-2に戻つていただいて、只今の説明が、特殊詐欺の発生件数の減少の目標値に対して、実績95件ということで、目標は達成したところでございます。

2つ目の子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少でございますが、こちらは目標として令和2年は190件以下ということを目標としておりましたが、残念ながら令和2年の実績としては272件ということで、未達成となったものでございます。

これらの状況については、参考資料1の一番最後の4ページをご覧いただければと存じます。この子どもの声かけ事案等の件数でございますが、下の棒グラフが子どもの声かけ事案等を内容別に分類したものでございます。棒グラフの真ん中右側にございますとおり、最も多いものが子ども条例違反、子どもを犯罪の被害から守る条例の違反件数というものでございまして、これは宮城県で平成28年1月から完全施行されている条例でございます。この条例の違反になる行為というのは幅広い分野に及んでおりまして、中でもお子さんにつきまとうとか、あるいはランドセルなどをつかむ、こういった事案が最近非常に多い状況で、これに違反すると条例で罰則規程があるということです。このほかにも、ご家族が呼んでいるのでおじさんと一緒に行こうと言って別のところに連れ出すとか、あるいは子どもにあなたの名前とか住所を教えると迫るとか、こういったことを行えば条例の違反になるということで、非常に幅広いお子さんに対してのそういう理不尽な対応については違反になるということですので、件数としては非常に多くなっております。

この影響もあってか、残念ながら目標を達成することはできませんでしたが、上の棒グラフにございますとおり、幸いにして、平成30年をピークにいたしまして、令和元年、2年と件数については減少傾向にあるという状況でございます。このことにつきましては、引き続き、お

子さんに対する犯罪あるいは迷惑行為ということを未然に防止する上からも、施策を実施していく、少しでも減るように対応してまいりたいと考えております。

資料1-2にお戻りいただき、2ページ目をお開きください。基本目標1は防犯力を高める人づくりということで、お一人お一人の防犯力を高める対応といったところをこの5年間の取組の総括を中段にまとめたものでございます。

広く市民を対象とした施策だけではなくて、お子さんや高齢者、こういった年齢層や属性に応じた防犯力の向上ということについて、市民局あるいは関係団体、警察のご協力の下、実施をしてまいりました。多くのことにつきましては、地域コミュニティの住民や生徒に対して、学校や集会所等に赴いたり、あるいは各般のイベントの中で、防犯力の向上に対しての講座や研修に取り組んだところでございます。

それから、子どもに対しての防犯力強化については、特殊詐欺については市のホームページなどで手口の情報を発信したり、あるいは防犯協会連合会と連携しまして、町内会とか老人クラブ、あるいは先ほどもありましたけれども、障害者福祉サービス事業所、地域包括支援センターなどのお年寄りなどが関わりのある関係機関にご協力をいただきながら、講座に取り組んだところでございます。お子さんの防犯関係の取組といたしましては、やはり主に学校などを中心といたしまして、教職員の方々、生徒、保護者、こういった方々に啓発活動や研修を行ってまいったところでございます。

課題といたしましては、本市については、認知件数の大半は空き巣や窃盗、こういったたぐいは減ってきているものの、先ほどの特殊詐欺のところでご説明申し上げたとおり、件数としては若干の減少があったということはありますけれども、被害金額が増えたという状況がございます。それから、他県の事例といたしましては、お子さんや高齢者を狙った犯罪等が散見されているという状況、また、スマートフォンやSNSの発達ということで、インターネットを介した犯罪、迷惑行為といったことが問題となっております。以前の会議の場でもご発言がありましたとおり、単純にスマートフォンとかだけではなくて、ゲーム機の通信機能などを使ってだまされてしまうといったこともあると伺っております。

それから、特殊詐欺については、先ほど申し上げたとおり、非常に手口が巧妙というか、いろいろな手口を次々と考えて、その防犯意識の啓発をスピーディーに行う必要があると考えておりますし、これらも含めまして、各世代や特徴に応じた施策、規範意識の向上に今後も取り組んでいかなければならないということが課題と考えております。

それから、3ページの基本目標2、地域で支え合う防犯力の高い街づくりでございます。

5年間の総括といたしましては、防犯協会ですとか学校ボランティア防犯指導員などによって自主的な防犯活動というのは引き続き取り組んでいただきましたが、そこに市としても支援や研修会などを開催して資質の向上に努めてまいったところでございます。お子さんの見守り活動については、「仙台まもらひだー」による巡回など、地域ぐるみの取組によって子どもの安全確保を図ってまいったところです。

また、客引き関係につきまして、客引きの行為等の禁止に関する条例が制定されましたので、国分町地区安全安心街づくり推進協議会が客引き対策部会、それから中心部商店街活性化協議会で安全・安心特別部会を設けておりまして、ここでは宮城県警察、地域の事業者、市が連携

をして取組を進めているところでございます。

また、犯罪の被害に遭われた方については、みやぎ被害者支援センターへの支援を通じて、被害者の相談・直接支援等を行ってまいったところでございます。

課題としましては、先ほどのように自主防犯の組織というものは、残念ながら参加者の少子高齢化に伴いましてやっていただける方が不足しており、これをいかに持続的に活動を続けてもらうようにするのかということが、防犯協会からも課題としてヒアリングした際に提起されておりますので、課題であると認識しておりますし、そもそも防犯活動をしている団体の認知度が低いところにとどまっていることについて、良い活動をしていることを市民の皆様にアピールして、その中から参加していただく方を募っていきたいと考えております。

また、せっかく良い事業を実施していることを他の団体が知らない、お隣の団体が知らないということ也非常に残念でございますので、他の地域への横展開といったところも検討していくたいと考えております。

また、客引きについては、居酒屋・カラオケ以外のいわゆる風俗系の客引きでございますとか、遅い時間帯の問題、あとここには記載をしませんでしたが、今の状況としては、コロナの時短営業の関係で時短営業の終わり際のところを客引きが客を引いてお店に連れていくと。結果としてそこのお店が密になるということ、それらのことについても対策を強化していくかなければいけないということが課題と考えております。

次に4ページの基本目標3でございます。こちらは防犯リスクを生み出さない環境づくりということでハード等を中心としたものとなります、それから迷惑行為に対する対策というところをまとめたものでございます。

5か年の取組の総括としては、犯罪の発生につながる迷惑行為関係、この分野は広くございますが、違反広告物や落書き、ごみのポイ捨て、最近ですと歩きたばこや歩きスマホ、放置自転車等、こういった各般の分野に基づいて取組を進めてまいりました。自転車については、先ほど申し上げた条例が施行され、基本計画ができましたので、なお一層、自転車の安全安心な利用ということに努めていくことができたものと考えております。

また、管理不全な空き家、この後ご説明いたしますけれども、これについては区役所等と連携いたしまして、助言・指導を所有者に対して行ったほか、場合によっては危険なものは代執行で除去するという対応をさせていただいたところでございます。

お子さんに対する安全に配慮した環境整備としては、学校、児童館の防犯警報設備の維持管理ですか、試験的な防犯カメラの設置、通学路の安全確認、見守り活動、こういったところを進めておりましますし、一般的なものとしては、身近な道路や公園での樹木の剪定ですか照明の設置、LED化、こういったところに取り組んだところでございます。

課題といたしましては、地域住民や学校、行政等が連携したルールやマナーを守る意識の啓発、あるいは迷惑行為を起こさないための取組、そういったところを持続的にしていくということが必要だろうと考えております。ただ、最近ですと落書きの件数は非常に減っております。あるいは「一軒一灯運動」と申しまして、ご自宅の前の電灯をつけていただき、少しでも夜間に道路などを明るくしていただく運動、こういったものも計画の中では記載しておりましたが、実際、最近ですと省エネルギーとの兼ね合いで、こうこうと電気をついているということ

の是非というところもありますので、こういったものについては実情に応じての見直し这样一个ことも今後考えていく必要があろうかと考えております。

お子さんの安全については、先ほど申し上げたとおり声かけ事案等は引き続き発生しておりますので、通学路等の安全確認や見守り活動については、関係する諸団体と合意形成を図りながら推進していく必要があろうかと考えております。

また、管理不全の空き家については、現在、空家等対策計画の改定作業を進めております。前計画年度中は平成29・30年度を集中対策期間と定めて解消に取り組みましたけれども、その後の改善に若干鈍化が見られるということもございますので、これらの対策は引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、最後にコロナの影響という部分を付け加えさせていただきました。大きくここで記載しているものは、まず、良い例いたしましては、認知件数は大幅に減少したという状況がございます。ただ、一方で、感染予防の観点から、防犯に関する研修会ですとか催事自体が取りやめや縮小になったというところもございます。このことは地域の防犯力の低下が懸念されることにつながったかと思いますし、もう一つは、国等がこの状況下で経済的な支援として幾つか支援策を講じておりますが、それを利用した犯罪行為や迷惑行為が発生してしまったというところもございます。感染拡大防止のための社会活動の制限がいつまで続くかというところは読めないところですが、非接触型による防犯活動の開催ですとか打合せ、あるいは国の支援策は矢継ぎ早にいろいろな制度が出ますので、正確な情報を皆様にお届けして、犯罪などに巻き込まれないようにすることが必要であろうと考えております。

資料1-2についての説明は以上でございます。

最後に、参考資料の2をご覧ください。これは、昨年度の本会議の中で、仙台市は政令市の中で一体犯罪に関してはどの程度の状況にあるのかを比較したいので、政令市の状況を取りまとめたものを会議資料としておつけいただきたいというご提案がございまして、今年度も資料としておつけしたものでございます。

仙台市は上から2段目になっておりまして、3列目の人ロ1,000人当たりの発生件数としては5.11件ということで、その隣が順位となっております。順位は数字が少ないほど件数が多いという意味でございますので、11番目というのは真ん中からやや下、少ないほうだという状況になっております。最も多いのは、ご覧のとおり大阪市でございまして、1,000人当たり12.27件で順位が1番ということで、件数としても刑法犯の合計が3万3,000件を超えるという状況となっております。

大阪の場合、犯罪の中身として非常に多いものは、真ん中やや右側にありますが車上狙い、自転車窃盗、オートバイ窃盗、この3件が非常に多くて、この部分については、仙台市を見ていただくと分かりますとおり、仙台市全体として重点対象罪種は2,409件ですが、車上狙いが188件、自転車窃盗が827件、オートバイ窃盗が40件ということで、車両とか自転車に絡んでの窃盗というのは非常に少ない状況となっております。

ただ、残念なことに、仙台市の特徴いたしましては、一番右端の罪種にございますとおり万引きが970件ということで、重点対象罪種の中では万引きの割合が多いということ、それから、真ん中やや右ですが空き巣の件数175件ということで、空き巣は他の10番目、12番目の都市と比

べると大体3倍ぐらいあるということでございます。件数としては多くはないのですが、割合としては若干多く、お家の戸締まり等が肝要といったところがございます。

11番目という順位が良いか悪いかというのがありますが、比較的件数としては多くはないというようなところで、仙台らしい、いつもの真ん中の順位というところが犯罪の状況にも見えているのかなと思います。

昨年度の実績等のご説明については以上でございます。よろしくお願ひします。

#### ○金会長

ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。田中委員、お願ひします。

#### ○田中委員

仙台大学の田中でございます。

確認の質問が1点ございます。参考資料の1の4ページ目の下のほうの子どもを対象とした声かけ事案等事案別件数一覧（市内）のところなんですかとも、先ほどのご説明では、子ども条例違反の中につきまといに類するような行為も含まれているという話でしたけれども、項目としてはつきまといというのが別建てになっていまして、それが令和2年ゼロ件になっていますけれども、このゼロ件というのは子ども条例違反のほうにそれが含まれたというふうな解釈でよろしいのでしょうか。以上です。

#### ○市民生活課長

つきまといの部分と条例違反の中でのつきまといの部分を整理した結果、令和2年が0件になったのかという部分については、事務局で資料を持ち合わせておりません。そこは確認して次回のところでご説明をしたいと思います。

なお、子ども条例違反のほうのつきまといは範囲が広くて、体や衣服、所持品等をつかみ、通路に立ちふさがり、またはつきまとうことということなので、つきまとうこと以外にもランドセルをつかんだりとか、あるいは道に立ちふさがって通せんぼをしたり、そういういったこともあまりしつこいようであれば条例違反といった数になっております。

#### ○金会長

石垣委員。

#### ○石垣委員

警察本部の石垣と申します。

少し補足させていただきます。保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対する「つきまとい」が子ども条例違反に該当し、保護監督者が近くにいたがつきまとわれたケースが「軽犯罪法違反」に計上されます。

なお、グラフにおける「つきまとい」行為は、その程度が条例違反及び軽犯罪法違反のどちらにも該当しない程度の「つきまとい」に該当するものであり、令和2年はその件数がゼロ件ということでございます。以上です。

○金会長

ほかにございますでしょうか。大橋委員。

○大橋委員

大橋です。

一番初めのところでご紹介いただいた、重点的な施策という中でご紹介いただいた障害者の安全対策のところで、障害者福祉サービス事業所等における防犯講座が15回、166人参加ということでご紹介いただきました。その取組を見ると、障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催したという記載があるんですけれども、私もずっと高齢者と障害者の問題、弁護士になってからずっと関わっていまして、すごく難しいなと思うのは、この対象それぞれに応じてどういう防犯対策を取るかって全部違うと思って、特に本人ですよね、障害のある方本人、しかもその障害は3類型あって、それぞれがどんな犯罪に巻き込まれる可能性があるのかとかも全部違うし、どこでどうそういうことを伝えていけばいいのかというのは常に悩んでいたところなんですね。

それで、まとめて書かれているんですが、この15回というのが例えはどういう対象の方というふうに分類してやったのかだとか、あるいは障害の対象としてはどういう方だったのか。特にコロナの関係でいうと、この福祉サービス事業所に対する利用が非常に減っているという話も私は伺ったことがあって、特に精神障害の方なんかはものすごく減っているんだという話もあったので、そのあたりのところ、どういった方を対象にどんな話をしたのか、もし分かれば簡単でもいいので教えていただきたいなと思います。

○市民生活課長

今まさに委員からご発言があったとおり、実は障害者の方に対するアプローチというか防犯の啓発というのは、まず、ご本人とご家族、あるいはその施設の方、それぞれ誰に対してこのお話をするのかという中身がやっぱり変わってきます。それから、もう一つは、身体の障害をお持ちの方、あるいは知的な障害をお持ちの方、あるいは精神の障害の方、その障害の中身によって、ご説明をする中身というのも変えなきゃいけないと思います。実は、これは障害企画課ともご相談をさせていただいて、何かいい参考になるものはないでしょうかといろいろ調べたんですが、なかなかこれだというような見本になるものがなくて、我々も正直手探りでやっているというのが実情です。

それで、ここでの防犯講座の中で、施設の職員さんだけを対象としてやってくださいというオーダーが出ることもございますし、あるいは利用者、通所をしている方や保護者の方に向けてやっていたみたいということ、その中身を我々のほうで伺って、どういった中身にしましようかと。あるいは、こういうようなことを話そうと思っているんだけれども、こう言ったら

大変失礼なんですが、どれくらいまでかみ碎いてお話しすればご理解いただけるか、そういうことをいろいろ聞き取りしながら、今、模索しながらやっているというのが正直なところでございます。

あと、さすまたの使い方などは施設の方にお教えすればそれで終わる話なんですけれども、障害者の利用者、サービスの利用者の方については、例えば、知らない人に声をかけられてもついていってはいけないですよ、といったこと、障害者の方もいつもどおりの通学とか通所の手段であれば道に迷ったりしないということがあるんですけども、別なところに連れていかれると家に帰れなくなることもあるので、そこは我々も良いテキストを探しつつ、障害者の協会の方にも今後話を聞きながら、何か決まった冊子というかパンフレットみたいなものを作れないか、今、暗中模索というのが正直なところです。

ですので、ご相談いただいた内容に応じて我々ができるところで、テキストをその場に合わせて作ってお話をさせていただいているのが実情でございます。

#### ○金会長

ありがとうございました。

ほかにご発言ございますでしょうか。最後にその他のところで発言いただける場所がございますので、もし何かお気づきの点がありましたらそちらでご発言いただきたいと思います。

#### (2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について

#### ○金会長

では次に、(2) 仙台市空家等対策計画の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○市民生活課長

資料は、資料2-1、資料2-2、資料2-3の3つを用いてご説明させていただきたいと思います。

初めに、資料2-1でございます。現在の空家等対策の実施体制を示したものが資料2-1でございます。

平成29年3月に、仙台市は空家等対策計画を作っております。これを具体的な施策を効果的かつ効率的に推進していくために、専門家の団体ですとか関係機関と連携、府内の関係部局との組織横断的な対応ということで、下のポンチ図にございますとおり、推進体制を組んでいるところでございます。

施策の実施については、担当課としては我々市民局市民生活課、それから都市整備局は住宅政策課、それから各区役所の区民生活課などが中心となって施策を実施しております。これに対しまして、下のほうに説明が出てきますが、空き家対策ネットワーク会議において、関係する専門家の団体の皆様とも情報共有や連携を図っているところでございます。課題解決の協議や進捗状況の確認については、市の内部の組織としては空家等対策庁内連絡会議、これは関係

局の次長等で構成している会議でございます。そのほかに、この下に府内連絡会議幹事会という関係課長等の会議体を設けております。

なお、空き家が管理不全になりますと周辺の方々にご迷惑をおかけするということがございまして、そういったことが広い意味で迷惑行為に該当いたしますので、こちらの仙台市安全安心街づくり推進会議でも、空き家対策として実施している内容をご報告する必要があることから、本日報告しているものでございます。

中段の（1）の空き家対策ネットワーク会議でございますが、これは専門家団体や関係団体との情報共有や連携強化ということで、施策の推進を図るために実施しているものです。空き家の問題は非常に複雑でございまして、相続の関係ですとか税金の関係、あるいはその建物をきちんと流通させるといったこと、あるいは実際そういうことになる方はご高齢の方が多く、施設に入って空き家になるといったこと、あるいは資金的な問題などがございますことから、こちらに書いております構成団体・機関として様々な方々にご協力をいただいております。

なお、判定で除却をしたほうがよろしいということもありまして、建築家の方々、あるいは解体の業者の方々、こういった方々にも入っていただいておりますし、物によっては治安上の問題がありますので警察の方々、あと市で申しますと火災予防の関係もございますので消防局、市民局と都市整備局といったところが入っております。

こちらのネットワーク会議には、住宅活用検討部会という部会が設けられているところでございまして、今年度としては8月にネットワーク会議、それから住宅活用検討部会を来年1月に実施したいと考えております。

（2）の府内連絡会議については、先ほど申し上げたとおり、府内の中で進捗状況や実績等について協議、情報共有を図る合議体でございます。

（3）の安全安心街づくり推進会議は本日お集まりいただき、空き家対策の進捗状況を報告しているところでございます。

それから、資料2-2は、平成29年度から令和2年度までに実施をいたしました空家等対策計画に基づく取り組み状況、それから今年度の実施の予定をまとめたものでございます。

一つ一つは説明をいたしませんが、例えば、ページでいいますと2ページをお開きいただきたいのですが、市民局で主催をしています総合相談会の実施についてご紹介させていただきます。

空き家の問題は、先ほど申し上げたとおり非常に複雑でございまして、空き家をお持ちの方がそれを管理あるいは処分しようとしますと、いろいろな専門家のご意見を聞かなければいけないということがございまして、同じ話をそれぞれ行ったところでまた一からしなければいけないという非常に煩雑な部分がございます。そのために、一度に複数の専門家の方がいる場でご相談をいただいて、それぞれの知見からアドバイスをするという総合相談会を市で主催しております。相談員の方としては、宅地建物取引士の方ですとか司法書士、行政書士、建築士、税理士及び法務局の方がご同席しまして、ご相談の内容に応じまして2名から3名の方がお一人の相談者に対してご助言をするという形でございます。

これは毎回1回当たり12組を先着としておりますが、令和2年度は中段下にございますとおり合計4回、42組の方のご相談を受けたところでございます。ただ、奇数月に実施をしている

関係で、どうしてもコロナがはやっているときには中止せざるを得なくなりまして、2回ほど中止をしたというところもございます。今年も同様に実施をしておりまして、右側にございますとおり、第1回を5月29日、第2回を7月17日に実施しております、空き家の適正な管理あるいは利活用等につなげていきたいと考えております。

こちらについては、仙台市内に空き家又は空き家になる予定の建物を所有している方を相談に来ていただく対象としておりますので、必ずしも仙台市内に住んでいる方だけではなく、遠くは東京都とか、ほかの自治体からもいらっしゃるということもあって、感染予防には十分注意をしながら実施をしているところでございます。

それ以外の施策については、後ほど資料2-2をご覧いただければと存じます。

最後に、資料2-3でございます。空家等への対応状況及び成果目標に対する改善の実績についてでございます。

1番が改善すべき空家の案件数に対する年度別改善状況でございまして、1番目の表の一番下が令和2年度の状況です。特定空家としての対象は34件、そのうち年度内に改善が見られたのが7件ということで、未改善が27件。特定空家等以外が392件ということで、そのうち改善が144件、未改善が248件ということで、合計いたしまして対象が426件中、改善が151件、未改善が275件という状況となっております。特定空家等というのは、保安上、あるいは建物として非常に古くなつて、例えば直ちに倒壊の危険があるとか公衆衛生的に非常に問題があるとか、そういういたようなことで除却するなりしていただきなければいけないもの、特定空家等以外というのは、よくあるのは、空き家になった後、樹木が繁茂してお隣のお家に枝葉が伸びていて枯れ葉が入つて非常に困るとか、あるいはそこが空き家だと分かってごみを入れられてしまつてごみの悪臭がするため、改善をしていただきなければいけない家屋などを示しているものでございます。

平成29年度からの毎年の各区の進捗状況については、中段から下から2ページの中段までお示ししておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

大きな2番、成果目標でございます。

空き家計画の中では4つの目標を掲げております。計画期間の前半、平成29年、30年を「管理不全な空家等の集中対策期間」と位置づけております。この期間に対しての目標値が2つ、それから、計画期間5か年中に達成すべき目標ということで2つの目標、合わせて4つの目標を掲げております。5年間では、特定空家等の改善件数55件、特定空家等以外の改善件数500件、集中対策期間は、特定空家等の改善件数40件、特定空家等以外の改善件数250件にするという目標でございます。

それらの令和2年度までの状況が次のページでございまして、上の段が集中対策期間の状況でございます。数値だけ申し上げますと、特定空家等は集中対策期間中に46件改善をいたしまして、それ以外の件数は349件ということで、いずれも目標値を上回る達成状況となっております。

それから、下の段の5か年で達成すべき目標のうち、平成29年度から令和2年度までの特定空家等の実績は57件、特定空家以外は624件ということで、こちらについても5か年の目標値を既に上回っている状況となっております。ですので、令和3年度まで計画自体はございますの

で、ここに5か年については上積みをして改善していくというような対応になっております。

なお、こちらの計画については令和3年度までが計画期間となっておりますので、次の説明の中で次期計画についてご説明したいと思っております。

空き家の状況については以上でございます。

#### ○金会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などございましたらお願ひいたします。委員の皆さん、いかがでしょうか。この後、引き続き、次期空家等対策計画の策定について事務局から説明がございますので、そのときにでもまたご発言していただいて構いませんので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

#### (3) 次期空家等対策計画の策定について

#### ○金会長

では次に、(3) 次期空家等対策計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○市民生活課長

資料としては、資料3をご覧ください。次期空家等対策計画の策定についてでございます。

仙台市では、平成26年4月に、法律に先んじて仙台市空家等の適切な管理に関する条例を施行しております。その中で、管理不全な空家等の対策や利活用に関する施策を進めてまいりました。現在の計画は、先ほどご説明しましたとおり平成27年5月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画でございますが、今年度内に計画満了となりますので、次期計画を策定する必要があるというものでございます。

次期の計画については、令和4年度から令和8年度の5年間を予定しております。これは、空き家をめぐる法律の改正ですとか様々な施策の展開というのも合わせまして5年間としているところでございます。

計画の内容はこれから詰めていくところでございますが、内容としては、現状の分析や課題を踏まえて、法の規定に基づく内容を入れた所有者等の適切な管理促進、利活用、それから特定空家等への対処、住民の方々からの相談、こういった内容を網羅した計画となる予定でございまして、方向性としては、下のポンチ図と併せてご覧いただきたいのですが、空き家等になる前からの情報提供、これについては、今まで空き家について空き家になった後で行政や関係団体が対応するという状況でございましたが、対応には非常に時間がかかるということはご説明申し上げたとおりなので、そうなる前から対応していただきたく、情報提供を積極的に行っていこうという内容でございます。

それから、所有者等が正確に把握できる環境づくり、この内容としては使用中から、良好な状態、管理不全な状態、いずれにも該当するものですが、現在の法律では、相続に伴い空き家の建物をきちんと登記するということが義務化されておりません。ですので、誰がこの建物を

管理しなければいけないのかが、そのままないがしろにされて放置されているケースが大変多くございます。法律の改正が行われまして、今後は義務化されると伺っておりますので、そこできちんとこのことを啓発して、誰の持ち物なのかということを明確にしていきたいという内容でございます。

3つ目の専門的な相談の充実というのは、申し上げたとおり、非常にいろいろな相談体制があるということでございますので、それをやはりご専門の方のお知恵をいただきながら、相談を受けていく。

4つ目としては、利活用の促進に関する取り組みということで、やはり人口減少社会において、管理不全ではなくても使われない空き家というのは増えていく。そうなった場合、やはり使われない家屋というのは悪くなっていますので、少しでも利活用していただく。

最後に、除却の促進に関する取り組みということで、非常に古くなって利活用が難しい建物については、壊して土地としてまた再利用していくとか、違う用途にするといったところも進めいかなければならぬということでございます。

これらの方向性の下に、現在、この推進会議に空き家の検討部会をつくっていただきまして、検討を始めたところでございます。

裏面に参りまして、その審議につきましては、この推進会議に部会を設置するということを昨年度最後の推進会議においてお決めいただきましたので、部会委員として本推進会議の委員の方々、それから関係団体からのご推薦による専門委員の方10名で会議体をつくって審議を行っております。

委員の方々は下にございます名簿のとおりでございまして、右端の備考に書いてありますとおり、推進会議委員と書いてございますのが、本推進会議の中から改めましてこの部会の委員をお願いしておりますと、板倉恵子委員、草貴子委員、渋谷セツコ委員、3名の方に部会の委員をお願いしております、渋谷委員には部会長をお願いしているところでございます。このほかに専門委員といたしまして、建築やライフデザインなどを専門になさっている伊藤委員でありますとか、土地家屋調査士、あるいは不動産関係団体の方、それから弁護士の方、仙台市議会の議員の方、司法書士会の方、これらの方々も含めて会議を進めております。

スケジュールといたしましては、去る5月27日に、仙台市の空き家の現状や、現計画の状況をまとめたものをご説明させていただきまして、8月、来月ですけれども、骨子案についていろいろご議論をいただく予定としておりますし、先ほどご紹介した空き家対策ネットワーク会議からもご意見を頂戴したいと思っておりまして、骨子案を提示したいと考えております。それで、11月に中間案をまとめまして、12月に市民の皆様からの意見聴取、パブリックコメントを1か月ほど実施し、第4回の部会を年明けの2月に実施して最終案を取りまとめ、最終的に年度末の3月に次期空家等対策計画を策定して、令和4年度からはその新計画について実施していきたいと考えております。

次期空家等対策計画の策定については以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見などがございましたらお願ひします。

なお、先ほどの事務局からの説明の中の審議についての中で、本推進会議の中から委員の方ですね、渋谷セツコ副会長、板倉恵子委員、草貴子委員が部会に出席しておりますので、一言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○渋谷副会長

私が建築の設計事務所をしている都合から、そういう関係でいろいろ空き家の相談もないことはないですけれども、新築のほうが主なので、なかなか空き家のそういうご依頼、設計のご依頼とかもないわけなんですけれども、こここの部会でこんなにもたくさんの空き家が仙台市の中にあるということを知りまして、いろいろな方たちと話し合うわけですけれども、なかなか実感として周りにそういう空き家の悩みをお持ちの方というのではないというのが実情だなというふうには感じたんですね。

まず、自分が空き家を持たれている方がそれを問題だと意識されるまでにかなり時間がたっているというのが私の感じたところです。それは、自分が例えば相続とか、あと自分の自己都合でその家を離れなければならないときに、離れてから大分たって気づくときというのが、その建物が不都合になってきたときなんですね。ですから、これがもう既に特定空家に近い状態になっている状況のときに初めてこれは大変だぞというようなことになっている感じがいたします。

私たち、別荘の設計なんかもいたしますけれども、別荘って山とか海のほうとかありますけれども、別荘もなかなか難しい、維持するのが大変なもの一つなんですけれども、大体2年間ぐらい全然手をつけないでほったらかしにしておくと、朽ち方が激しくなる、問題がいろいろ出てくる。それが建物の材料の部分だけじゃなくて部材の部分だけじゃなくて、設備なんかも不具合が出てくるというのが2年なんですね。だから、例えば1年に一回でいいですから、ちょっと空気を入れに行くとか、そういうことをしていただければいいんですが、それがなかなか難しい状況です。だから、この1年という間に、先ほど事務局のほうからご説明ありましたけれども、すごく問題が複雑なんですね、これ。相続が絡んでいたりとか、いろんなことが、皆さんご存じでしょうけれどもありますので、1年頑張ってそこで何とか法的にも決着をつけていただくというようなことを周りの人にも言ったり、それから行政のほうからも働きかけしてそれに応じてもらうということが必要にならぬかなと思いました。

冒頭に局長さんのご挨拶があったときに、何もしないでいると国は潰れる。国だけじゃないですよね、やっぱり仙台市だって大変なことになっている。ですから、何かしなければいけない。何もしないでいいで何かをする。とにかく一步出るようなことを周りの人、自分をはじめ、少しずつ波紋を広げるようできていけば少しは変わっていくんじゃないかなと思いました。

それから、この策定の予定ですね、策定と、あと部会の予定などを今ご説明受けましたけれども、これから始まるわけですね、この5年間が。令和3年度からの5年間が始まるわけですけれども、今までの5年間でやや目標よりは達成率が高いというふうに今お聞きしましたけれ

ども、まだまだ足りないのでないかなと思います。だから少しでも、もっと目標も高い位置に設けられるように頑張っていかなきやいけないんじやないかなというふうに、お話を伺いながら感じていたところです。

○金会長

ありがとうございました。

次に、板倉委員、お願いいいたします。

○板倉委員

板倉でございます。

今、渋谷副会長がおっしゃった、そのとおりなんですけれども、私も空き家の勉強をさせていただきまして、何度もお話が先ほどから出ておりますが、空き家になる前に少しでも早く手を打つということを考えていかなければいけないんだなと本当に思っております。そのためには、すごく分かりやすいパンフレット、リーフレットを作っていただいております。それを窓口に置いておくとか、そういうことではなくて、高齢者の方に、そのまま高齢者の方に手渡しをしたり説明をしたりしていただければ、より身近に高齢者の方が感じるんじゃないかなと思いました。それで、民生委員さんとか包括支援センターの方とか、高齢者の方がお集いになるところに直接お伺いして、直接お話をさせていただいたら、身近に「あっ、自分のことだ、うちもそうだ。」って、そのようになるんじゃないかなと思っております。以上です。

○金会長

ありがとうございました。

草委員、お願いいいたします。

○草委員

初めての参加で、私、別荘も持っていないので、何て言っていいのか分からなかったんですけども、持ち家、一軒家ということで空き家になるということがどういうリスクを背負っているかということをやっぱり住んでいる方にはお知らせしていただくというのは、事務連絡じゃないですけれども、樹木が生え放題とか、草がぼうぼう、ごみがあつたりとか、そういうことが一軒あることによって、隣の土地の固定資産税、住民税とかもありますけれども、その固定資産が下がるとか、あと売却するときに売れないと、そういうこともあるし、それから、遺言とか、弁護士さんとかは専門だと思うんですけども、それを作成するときに、お金のことは子どもたちにとかいろいろやると思うんですが、持ち家に関してということはどのぐらいのご相談とかあるんでしょうか。そういうのもちょっと興味あるなというふうにちょっとあつたんですけども、あとは包括さんとか民生委員さんとかってさつきおっしゃったんですけども、その方々が果たしてそのぐらいの知識を持っているかどうかというのもありますので、いたずらにああだこうだと言うことも難しいのかなというのもあります。

行政の方からは、そういったパンフレットって板倉委員がおっしゃったように、それも大事

なんですかけれども、それを行政的というか役所的な発言ではなく、もっと膝を交えてというか、もっと親身になって、多分どうでもいい話から出てくると思うんですけれども、そういったことを拾って結び付けていけたらいいのかなと思いました。以上です。

○金会長

ありがとうございました。

引き続き、委員の皆様からご質問及びご意見などございましたらご発言ください。お願ひいたします。

○大橋委員

遺言（いごん）とか遺言（ゆいごん）とかって、要するに亡くなる前に自分が亡くなった後のことをちゃんと整理しておかないと、ということで、相談しておいたほうがいいですよと言われていることだから、もちろん相談というのはたくさんあります。

土地建物のある場合だと難しいですよね。実感から言うと、みんなあまり欲しがらないし、それをもらっちゃって、評価だけ高いけれども、もらった後にその不動産が値下がりしちゃつたらどうするんだとかという話になると、じゃあ誰にどうあげるのかと。結構感情的な問題も絡む上に、金額的に評価するのも難しい。特に、ほとんど預貯金はないんだけれども、不動産しかないんだという場合、じゃあ誰にどうあげるのかというところでは、もらったほうも困るし、何ももらわなかつたほうはもらわなかつたほうで、何だって感情的になるしというところがあって、正直言って不動産とかがあると、たくさん財産がある場合はあまりもめないんですけども、不動産だけを持たれている方というのはたくさんいるので、相談は多いけれども、なかなかうまい解決に結びついていない。遺言を作った後の相談も受けましたけれども、その遺言に従って分けていくときにもまた更にもめるというケースは多いので、なかなかうまく解決に結びつくケースというのは多くはないのかなと思っています。

○金会長

ありがとうございます。

ほかにも皆さん何かご質問、ご意見ございますか。はい、渋谷副会長。

○渋谷副会長

活用のことをちょっと、やっていることと、あと考えていることあるんですけども、これ、空き家というのは難しいというふうにみんなが思い過ぎているところもあるんじゃないかなと思うんですね。それを活用することが、ものすごく重いものを背負ったような感じになって、とてもとても考えられないという、そこからスタートしたのでは、やはりそれを何かにする、例えば民泊の基地にするだとか、そういうことはとても若くて気力があってある程度の資金力もある人じゃないとできないというのがまず最初にきてしまうんじゃないかなと思うんですね。

だから、そういうことも含めて、とにかく窓口をオープンにして相談に来てもらうというこ

とはすごく大事なことなんですが、今ちょうど私も加美町で、空き家ではないんですけども、牛小屋なんですけれども、牛小屋をリノベーションして、そしてインバウンド用に観光用に活用しようという、ちょうどそういう設計依頼があってやっているんですけども、仕事だったらやりませんよ、遊びだったらやるんだけどと言っていたんですけども、何か無理やり仕事として押しつけられてしまって、結構この年になって苦しい状況になっているわけなんすけれども、でも非常に面白いんですね、そういうのって。どうしようもないもの、例えば銀行の人が、これを民泊にワーケーションの基地にしたいんですけどとかというふうに銀行に資金の相談なんかして見てもらうと、「えっ、こんなものがそんな、人が泊まれるようになるんですかね」とか言われたようなものを、よしやってやろうじゃないかと。牛小屋ですよ、牛小屋をご覧になった方はあまりいないかも知れないんですけども、どうやってやるのということで、そんなお金貸せません、ということになっちゃいけないので、そこに専門家というのがいるわけです。建築士というのが世の中にたくさんいますので、二級の人だってうんと考えられる人いっぱいいますので、ぜひ相談してもらいたいと思うんですね。

うちのほうで今やっているそれというのは、本当の牛小屋で、もう天井も低くてどうしようもないのを、とにかく天井を上げるとかというふうには思わないで、ワイヤーメッシュでいいから一応天井という位置だけを表して中はみんな塗ってしまおうとかですね。藁をのつけておいた大きな2階があるんですね。2階までとなるとすごく、構造なんかめちゃくちゃですから、牛小屋だから、どうしようもないので、構造補強なんかやっていたらとてもお金が足りないので、そこはじやあ小屋裏、要するに天井裏ということにしちゃって、そこに山のように残っていた藁は、これで断熱をしますよということでみんな敷いてしまって、そして2階には上らないようにしようとか、そういう解決策を私はもう楽しくてしょうがないので、そういうふうに考えるんですね。

だから、ぜひぜひ相談してもらいたいなということもあるし、建築士とか建築家と、それから市民との間の隔たりがあると思うんですね。それから、何でもお金がたくさんなければいけない、そういう金銭的な隔たりがあると思うので、そういうことをやっぱり打ち破っていかないと実際にできないんですね。そういうことをぜひぜひ少しでも、ちょっとでもいいからハンマーでかけら、そのかけらのことからでもいいから壊していくたらなと思うので、部会のほうではぜひそういう意味で頑張っていきたいとは思います。

あと、そういう空き家の防犯のことについてはちょっと考えていることがありますて、これは少しだけ税金を使うことになるので、単なる提案なんですけれども、防犯カメラというのが欲しいんですよね。防犯カメラがあれば、どんなに悪いことをしようと思う人でも少し躊躇してくれるかなと、実際にそういう例がいっぱいありますから、してくれるかなと思うんですけども、防犯カメラ自体は高いわけですよね。だから、それにダミーのカメラというのがあるんですよ。このダミーのカメラというのは1セット3,000円ぐらいで買えるんですね。だから、それがあるだけで全然違うんです。私がそういうものを実際どこで使っているなんていうのは秘密なので言えないんですけども、ダミーですから。そういうことをしただけで躊躇する。とにかく何か悪いことをしようかなと、ごみ捨てようかなと、そういうちっちゃい犯罪ですね。それだって犯罪だと思うんですけども、そういうことをしようと思ったときに、ちょつ

と心に引っ掛かりをつくってやるということが大事なのではないかなと。さっきの1年間頑張って相続をというのと全然切り口が違うわけですけれども、そういうことも市当局のほうにはぜひ考えていいってほしいなと思います。ちょっと何か変なことですけれども、よろしくお願ひします。

○金会長

ありがとうございます。

今、空き家活用等について事例を挙げながらお話しいただきましたが、ありがとうございました。

### 3 その他

○金会長

それでは、以上で予定された協議は終了し、その他に入らせていただきます。

委員の皆様や事務局から何かございますか。

○市民生活課長

事務局からは特にございません。

○金会長

ありがとうございます。

委員の皆さんは何かございますか。

何もないようでしたら、これで議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

### 4 閉会

○市民生活課市民生活係長

金会長、ありがとうございました。

遅れて出席予定だった熊谷委員なんですけれども、その後、申し訳ないですが欠席させていただきますというご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

以上をもちまして、令和3年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会させていただきます。皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

令和3年9月27日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会長

金政信

署名委員

石垣光

